

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成30年 6 月22日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第37号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号。以下「臨時貸与条例」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の貸与の申請)

第2条 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者を除く。）は、別に定める申請書を養成施設の長を経由して知事に提出しなければならない。

2 臨時貸与条例第2条第1項及び第2項の規定による臨時一般貸与を受けようとする者（県外に所在する養成施設に在学している者に限る。）又は条例第2条第1項及び第3項の規定による臨時特別貸与を受けようとする者は、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第3条 知事は、前条第1項の規定による臨時一般貸与の申請があったときは、提出された書類の審査により選考を行って貸与するかどうかを決定し、その結果を養成施設の長を経由して本人に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による臨時一般貸与又は臨時特別貸与の申請があったときは、提出された書類の審査により選考を行って貸与するかどうかを決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(異動等の届出)

第4条 修学生は、次に掲げる事由が生じたときは、別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 修学生が休学し、復学し、転学し、若しくは退学したとき、停学になったとき又は修学資金の貸与を辞退したとき。

(2) 修学生又は連帯保証人の住所又は氏名（連帯保証人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）に変更があったとき。

(3) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(4) 修学生の勤務先に変更があったとき。

2 保護者又は連帯保証人は、修学生が死亡したときは、別に定める届出書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定による提出は、県内の養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。

(借用証書の提出)

第5条 修学生は、修学資金の貸与が終了したときは、別に定める借用証書を連帯保証人と連署のうえ、貸与が終了した月の翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、県内の養成施設に在学している者に係るものにあつては、養成施設の長を経由して行うものとする。

(新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則の準用)

第6条 新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和56年新潟県規則第14号）第7条から第10条までの規定は、臨時貸与条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の返還債務の免除の申請、返還債務の履行猶予の申請、返還債務の免除等の決定及び通知並びに返還届の提出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第7条	条例第7条又は条例第9条	臨時貸与条例第4条又は臨時貸与条例第5条において準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第9条
第8条	条例第10条又は条例第11条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第10条又は第11条
第9条	前2条	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則（平成30年新潟県規則第37号）第6条において準用する前2条
第10条	条例第8条	臨時貸与条例第5条において準用する基本貸与条例第8条

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日までの間に、臨時貸与条例第2条に規定する臨時一般貸与を受けようとする者が提出した申請書は第2条第1項又は第2項の規定により、臨時貸与条例第2条に規定する臨時特別貸与を受けようとする者が提出した申請書は第2条第2項の規定により、提出された申請書とみなす。

(この規則の失効)

- 3 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この規則は、同日後も、なお効力を有する。